

事 務 連 絡
平成18年4月28日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
平成18年4月28日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) }
国民健康保険主管課(部) } 御中
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成18年4月25日付け厚生労働省告示第336号をもって改正され、平成18年5月1日から適用されることとなりました。
この概要については下記のとおりですので、お知らせします。

記

酒税法の改正に伴い、アルコール政府売渡し価格が平成18年5月1日に改定されること（平成18年3月31日経済産業省令第40号）に伴い、現在薬価基準に収載されている日本薬局方エタノール等92品目について薬価の改定を行ったこと。